

○国土交通省令第三十四号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条第一項（同法第十七条において準用する場合を含む。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十二条第二項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十二条第二項の規定に基づき、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年 月 日

国土交通大臣 前田 武志

建設業法施行規則等の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「法定代理人」の下に「（法人である場合においては、その役員）」を加え、同項中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 個人である場合（第三号の未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。

）においては、その法定代理人の登記事項証明書

第四条第二項中「第十六号」を「第十七号」に改め、同条第三項中「第十一号まで」を「第十二号まで」に、「第十三号から第十六号」を「第十四号から第十七号」に、「第十三号及び第十六号」を「第十二号、第十四号及び第十七号」に改める。

別記様式第六号中「役員、」を「役員及び」に、「及び法定代理人」を「並びに法定代理人及び法定代理人の役員」に改める。

別記様式第十二号中

法人の役員
人
本
法定代理人

を

法人の役員
人
本
法定代理人の役員

に改める。

(浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正)

第二条 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和六十年建設省令第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「法定代理人」の下に「(法人にあつては、当該法人及びその役員)」を加える。

別記様式第二号中「、その役員及び法定代理人」を「及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員」に改める。

別記様式第三号中

法人の役員
本
法人代理人

を

法人の役員
本
法人代理人の役員

に改める。

(解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正)

第三条 解体工事業に係る登録等に関する省令(平成十三年国土交通省令第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「法定代理人」の下に「(法人である場合にあつては、当該法人及びその役員。第三号において同じ。)」を加え、同項に次の一号を加える。

五 登録申請者(未成年者である場合に限る。)の法定代理人が法人である場合にあつては、当該法定代理人の登記事項証明書

第四条第二項第一号中「法定代理人」の下に「(法人である場合にあつては、その役員)」を加え、同項第二号中「(当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人)」を削る。

第六条第一項第四号中「及び第三号」を「、第三号及び第五号」に改める。

別記様式第一号の裏面を次のように改める。

別記様式第二号中「、その役員及び法定代理人」を「及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員」と改める。

別記様式第四号中

法 人の 役員
本 法 定 代 理 人

を

法 人 の 役員
本 法 定 代 理 人 の 役員

と改める。

別記様式第五号の表面を次のように改める。

附 則

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

(A4)

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		営業所の名称及び所在地	
フリガナ 名	フリガナ 氏名	所在地 郵便番号 () - ()	所在地 電話番号 () - ()
法定代理人がある場合 未成年者である場合の法定代理人	住所 フリガナ 氏名	住所 郵便番号 () - ()	住所 電話番号 () - ()
	住所 フリガナ 商号又は名称	住所 郵便番号 () - ()	住所 電話番号 () - ()
法定代理人がある場合	フリガナ 役員の氏名	フリガナ 役職 (常勤・非常勤)	フリガナ 役職 (常勤・非常勤)
	フリガナ 役職	フリガナ 役職	フリガナ 役職
他の都道府県知事の登録状況			
登録番号	登録番号	登録番号	登録番号

備考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。